

## 区民交通傷害保険の加入受付方法の変更等について

区では、平成14年度から、区民が交通事故でけがをした場合等に保険金が支払われるほか、自転車の使用等により他人にけがを負わせた場合等に損害賠償金を補償する区民交通傷害保険事業を実施しています。

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(平成25年東京都条例第14号)の改正により、令和2年4月から、都内で自転車を利用する人の自転車損害賠償保険への加入が義務化されたことについて、区民への周知を強化し、一層の加入促進を図るとともに、加入申し込みにおける対面レス化など感染症対策を推進するため、下記のとおり、区民交通傷害保険の加入受付方法の変更等を行います。

### 記

#### 1 区民交通傷害保険の概要

##### (1) 経緯

昭和43年4月から23区共同事業として実施していた「特別区交通災害共済事業」が平成13年度末で廃止されたことを受け、平成14年4月から「区民交通傷害保険」を実施しています(令和2年度は港区を含む14区が実施)。

##### (2) 保険契約の方式

区が保険契約者となり、保険の加入者(区民)を被保険者、区長が指定する保険会社(以下「指定保険会社」という。)を保険者とする方式で、損害保険ジャパン株式会社を指定保険会社としています。

##### (3) 補償内容、加入手続きの方法等

加入者が交通事故でけがをした場合等に保険金が支払われるほか、自転車の使用等により他人にけがを負わせた場合等に損害賠償金を補償する保険で、区(各総合支所協働推進課)及び金融機関の窓口で加入受付を行っています。

#### 2 自転車損害賠償保険に係る課題

##### (1) 区民の自転車損害賠償保険への加入促進

令和2年4月から、都内で自転車を利用する人の自転車損害賠償保険への加入が義務化されたことについて、区民への周知を強化し、自転車損害賠償保険への加入を一層促進する必要があります。

##### (2) 区民の利便性の向上

区民交通傷害保険は、交通傷害に補償を限定しているため保険料が安価に抑えられているほか、年齢制限がなく高齢者でも加入できるという利点がある一方、加入でき

る期間が2か月と短く、窓口で直接紙の申込書を提出し、保険料を現金で納入しなければならない仕組みとなっています。区は、インターネットでの加入やクレジット決済などを可能とするよう引受保険会社に要望していますが、実現の目途が立っていません。

区民の生活スタイルの多様化への対応や、感染症対策としての対面レス化やキャッシュレス化の推進など、区民の利便性の向上のため、補償内容が充実している保険やインターネットで加入できる保険など、区民交通傷害保険以外の自転車損害賠償保険を含め、幅広い選択肢を提供する必要があります。

### 3 区への対応について

#### (1) 自転車賠償責任保険への加入促進の取組

補償内容や加入手続き方法など、区民が自身のニーズに応じた保険を選択できるように、令和3年1月から他の自転車損害賠償保険についても区ホームページ等に掲載し、一層の加入促進と区民の利便性の向上を図ります。

なお、現行の区民交通傷害保険も継続することで、年齢制限により他の保険に加入できない人の加入機会を確保します。

#### (2) 区民交通傷害保険の受付方法の変更

令和4年度分の加入募集時（令和4年2月から3月）から、受付窓口を金融機関に一本化し、できる限り申込者と職員の接触機会を抑制するとともに、今後も引受保険会社にインターネット加入手続きなどの導入を要望していきます。

ただし、団体加入については、金融機関での取り扱いが困難であることから、引き続き区の窓口で加入を受け付けることとします。

### 4 今後のスケジュール

令和2年12月		自転車損害賠償保険等に関する区ホームページ等掲載要領の策定	
令和3年	1月	既加入者への令和3年度分区民交通傷害保険の案内発送 区ホームページ等での自転車損害賠償保険の掲載開始	
	2月	1日	令和3年度分区民交通傷害保険の加入受付開始 (区及び金融機関窓口で3月末まで) ※広報みなと2月1日号、区ホームページ、各総合支所 Twitterで周知
令和4年	2月	1日	令和4年度分区民交通傷害保険の加入受付開始 (金融機関窓口で3月末まで)